

# 岩手県立胆沢病院 「開放病床」 ご利用のてびき

## 1 開放病床について

### (1) 目的

開放病床は、地域医療連携を推進する取組みとして、胆沢病院（以下「当院」）の病床を利用して「登録医（かかりつけ医）」（以下「登録医」）と「当院医師」が協力して、入院から退院・通院までの一貫した診療を行うための病床です。

### (2) 患者さんのメリット

登録医と当院医師、二人の主治医が、共同で診療することで、より安心な診療が受けられます。また退院後は入院経過を熟知している登録医のもとで、一貫した診療を継続して受けることができます。

### (3) 登録医のメリット

紹介患者の入院診療において、当院主治医と共同して診療・指導にあたることができます。入院中も紹介患者の状態を把握することができるため、退院後の診療に役立つものと考えます。

登録医に対して当院からの報酬支給はありませんが、開放病床での共同診療を実施した場合、紹介元医療機関で開放型病院共同指導料（I）350点（患者一人1日につき1回）を算定できます。

### (4) 開放病床の内容

開放病床は、一般病床のうち5床です。患者さんの病態等に応じて該当する診療科の主たる病棟で対応します。

## 2 登録医制度について

当院の開放病床や施設・設備の共同利用を希望する医師は、当院の共同利用登録医になる必要があります。

### (1) 登録の対象

胆江保健医療圏の医療機関、医療連携を行っている医療機関の医師です。

### (2) 登録の申請

登録を希望する医師は「施設・設備等共同利用登録医申請書（様式1）」により申請してください。郵送、FAX、Eメールにより受け付けます。

申請書は、ご連絡いただければ郵送いたします。また、ホームページから入手することもできます。

### (3) 登録の認証

登録が認証されますと「登録医台帳（様式2-2）」に医療機関名、医師名を登録し、登録された医師には「登録医確認書（様式2）」を送付いたします。「登録医証（名札）（様式2-1）」は当院で保管し、共同利用で登録医が来院した際にお渡しします。

### (4) 身分及び連携内容

登録医となった医師は、当院の組織には属しませんが

- ・「開放病床に入院した患者を当院医師と共同での診療」
- ・「当院の医療機器など設備の共同利用」
- ・「臨床検討会への参加」
- ・「図書室などの院内施設の利用」

】 ができます。

また、ご希望に応じて、登録医の医療機関が作成されたリーフレット等を当院医療情報コーナーに配架し、患者さん・ご家族の利用に供するほか、当院ホームページに登録医の情報を掲載します。

### (5) 有効期限

登録の有効期限は、登録した日から登録日の属する年度末（3月31日）までとし、特別の事情がない

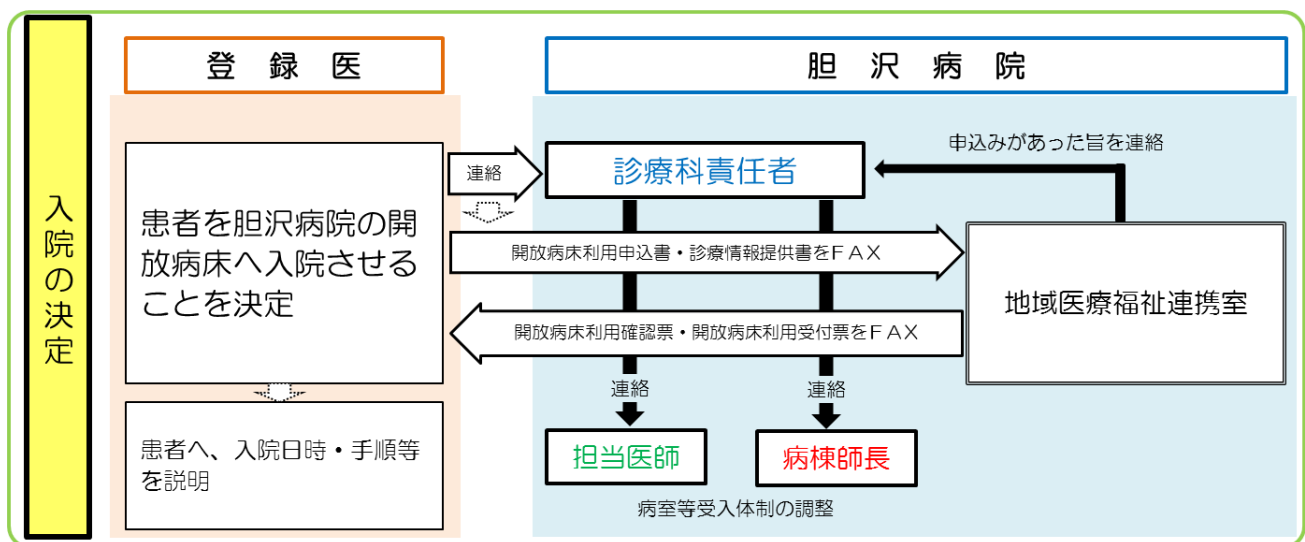
限り翌年度以降毎年更新するものとします。

### 3 利用申込

- (1) 登録医は、患者さんを当院の開放病床に入院させる時には、当該診療科の責任者（科長等）と連絡を取った上で、当院の地域医療福祉連携室あてに「開放病床利用申込書（様式3）」及び「診療情報提供書」をFAX送信してください。

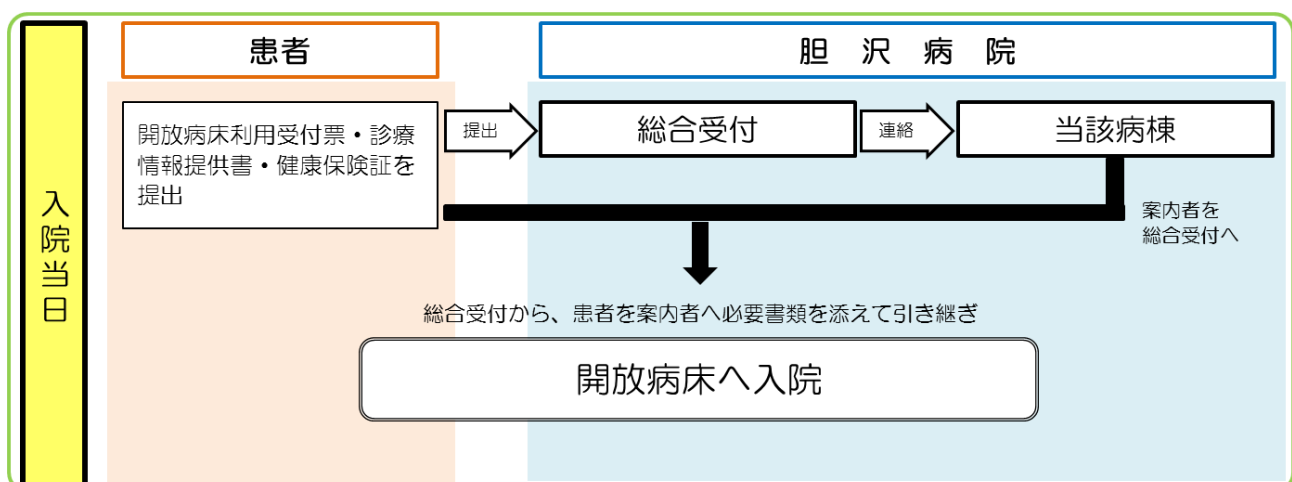
開放病床の利用や開放型病院共同指導料等について患者さんに説明し、同意を得てください。（説明には「開放病床での共同診療等について（様式3-1）」をご利用ください。）

- (2) 当院の担当医師、病棟師長が受入体制を調整後、地域医療福祉連携室から登録医あてに「開放病床利用確認書（様式3-2）」及び「開放病床利用受付票（様式3-3）」をFAX送信します。
- (3) 登録医は、患者さんに対して、入院当日は当院の総合受付に「開放病床利用受付票」、「診療情報提供書」及び「健康保険証」を提出して受付するようお話しください。
- (4) 当院の地域医療福祉連携室では、入院日までに必要な書類を整備し、基本情報の登録を行います。



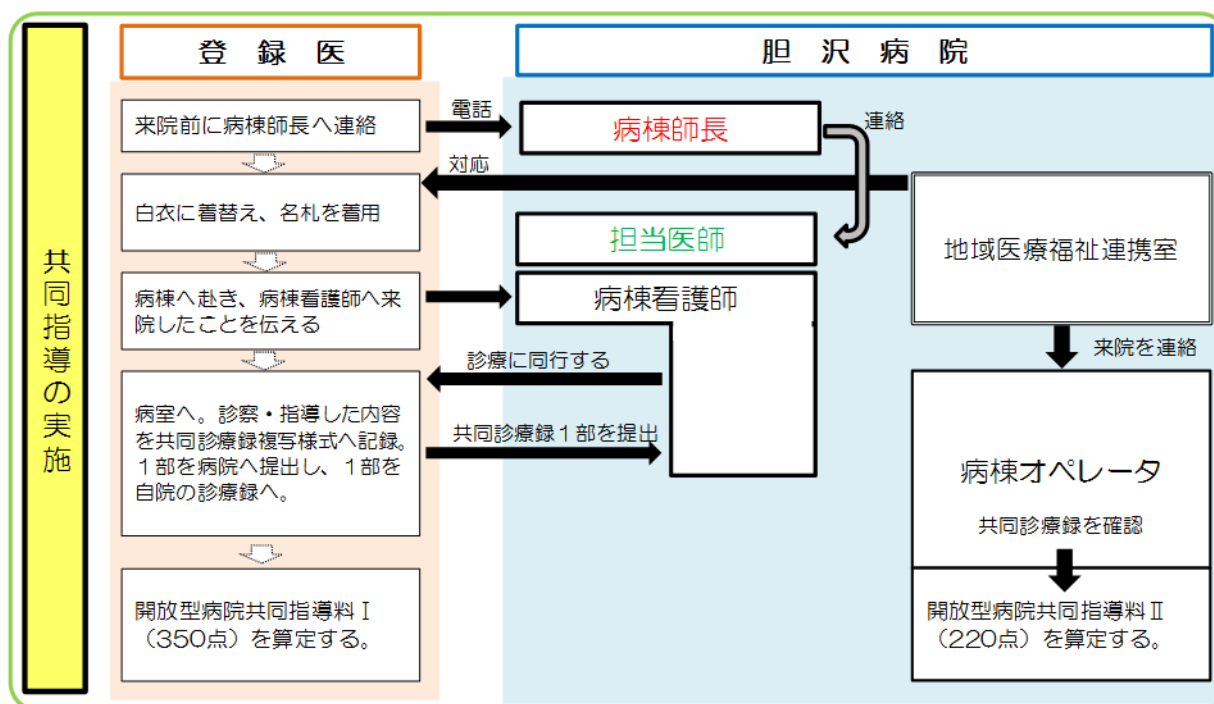
### 4 入院手続

- (1) 当院の総合受付では、患者さんが来院したら「開放病床利用受付票」、「診療情報提供書」及び「健康保険証」を受け取ります。
- (2) 総合受付で必要書類の確認後、当該病棟に入院予定患者が来院したことを連絡し、病棟に誘導（病棟職員に引継ぎ）します。



## 5 登録医の診療（共同診療）

- (1) 登録医は、当院の担当医師と協議して治療方針を決定し、共同で診療にあたります。直接の診療行為は原則として当院の担当医師が行います。
- (2) 登録医は、当院の担当医師の了解を得て、検査、手術等に立ち会うことができます。
- (3) 登録医の診療時間は、原則として午後1時から午後6時までの間とし、予め電話等で当該病棟の看護師長等に連絡を入れてください。
- (4) 登録医は、開放病床に入院させた患者さんについて、出来る限り訪問して病院の担当医師と共同で診察及び指導を行ってください。
- (5) 入院期間は、原則として1ヶ月以内とします。
- (6) 診察の手順
  - ① 登録医は、来院された際は、地域医療福祉連携室で「登録医来院受付台帳（様式3-4）」に来院の記録を行います。地域医療福祉連携室職員が名札をお渡しします。
  - ② 登録医は、患者さんが入院している病棟の看護師に来院したことを告げてから診療にあたることとします。その際、担当医師または担当看護師が同行します。
  - ③ 登録医は、診察・指導した内容を「共同診療録（様式4）」に記録、または「電子カルテシステム」に入力、印刷出力し、複写した1部を当院に提出し、別途1部を自院のカルテに添付する取り扱いとします。



## 6 退院手続

登録医と病院担当医師が協議して退院を決定します。ただし、死亡の場合は、当院の担当医師から登録医あて連絡します。

## 7 診療報酬請求

登録医は、当院から送付する「開放型病院共同指導実施票（様式5）」と「共同診療録（様式4）」の内容に基づいて「開放型病院共同指導料(I) (350点)」の診療報酬明細書を作成し、自院で保険請求してください。（※当院は220点算定）

## 8 登録医の責務

- (1) 登録医は、当院の規定を遵守するとともに、所定の名札を着用するものとします。
- (2) 共同指導（診療）の実施に関連して生じた登録医の業務災害は、出張中の災害となるため、登録医側での処理をお願いします。
- (3) 登録医は、自らの過失により当院に損害を与えた時は、当院に対して賠償するものとします。ただし、賠償の程度は双方協議して定めるものとします。
- (4) 医事紛争が発生した場合は、当院診療科責任者を含め、当院担当医、登録医が協力して対処することとします。
- (5) 損害賠償や医療裁判に進展した場合には、それぞれが加入している損害賠償保険によって処理することとします。

## 9 時間外の入院手続（緊急時の利用申込）（**現在時間外の受け入れを停止しております**）

- (1) 登録医は、当院の当直医に開放病床を利用するための連絡（電話）を取った上で、「診療情報提供書」及び「開放病床利用申込書」（自院のカルテの表紙でも可）を当院にFAX送信してください。  
開放病床の利用や開放型病院共同指導料等について患者さんに説明し、同意を得た上で、当院の救急受付（1F総合窓口）に行くようお話しください。  
（説明には「開放病床での共同診療等について（様式3-1）」をご利用ください。）
- (2) 当院の当直医は、当該診療科の責任者（科長等）に連絡をし、当直看護師は病棟の看護師長（または代行者）に連絡し、病床の確保等受入体制の整備を進めます。  
救急受付事務担当者は、FAXの情報に基づき当該患者の入院手続きを行います。
- (3) 患者さんが当院に来院後、救急受付事務担当者は、入院に必要な手続きを進め、登録医に対して入院した旨を連絡します。

## 10 様式一覧

- 様式1 「施設・設備等共同利用登録医申請書」
- 様式2 「施設・設備等共同利用登録確認書」
- 様式2-1 「登録医証」
- 様式2-2 「登録医台帳」
- 様式3 「開放病床利用申込書」
- 様式3-1 「開放病床での共同診療等について（ご説明）」
- 様式3-2 「開放病床利用確認書」
- 様式3-3 「開放病床利用受付票」
- 様式3-4 「登録医来院受付台帳」
- 様式4 「共同診療録」
- 様式5 「開放型病院共同指導実施票」

登録医の申請、共同利用についてのお問い合わせは、「地域医療福祉連携室」へご連絡ください。

**TEL : 0197-24-4121（内線 1158、1065）**

**FAX : 0197-24-4180**

**E-mail : isawahp06chiren@gmail.com**

ホームページ <http://www.isawa-hp.com/formedical2.php>

岩手県立胆沢病院【施設共同利用について】